

# 船橋市議会会議システム等導入業務 プロポーザル実施要領

## 【連絡先】

船橋市議会事務局議事課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

TEL 047-436-3022 FAX 047-436-3013

E-mail [gikaigijika@city.funabashi.lg.jp](mailto:gikaigijika@city.funabashi.lg.jp)

## 1. 概要

---

本市議会では、議員及び会議に出席する執行機関にタブレット端末を配備し、会議システム及び議会通信システムを導入し、会議の迅速・効率化の促進並びに文書保存や管理の効率化の向上を図る。また、議場内等において、タブレット端末間で、一斉又は個別に必要なメッセージを送受信することにより、議会機能の強化と行政効率の向上を図るものである。

については、会議システム等導入について、優れた技術やノウハウを有する事業者を募集し、事業内容に関して最も優れた提案をした事業者のシステムを使用するものである。

## 2. 業務の内容等

---

(1) 業務内容 船橋市議会会議システム等導入業務

(2) 整備場所 船橋市庁舎 10 階ほか

※詳細は、別紙「船橋市議会会議システム等導入業務プロポーザル仕様書」参照

(3) 業務履行期間 契約締結日から平成 30 年 1 月 31 日まで

## 3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由及びプロポーザル方式の方法

---

会議システム及び議会通信システムは製品により性能、機能及びデザイン等が異なることから、提案書やプレゼンテーションにより広く提案を受け、価格を含めた総合的な評価を行い、本市議会の運営や業務に最も合致した受託候補者を選定する必要がある。

よって価格のみによる競争では、目的が達成できなくなることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

## 4. 事業スケジュール

---

No	項目	日付
1	公募開始	平成 29 年 6 月 28 日 (水)
2	質問票の締切	平成 29 年 7 月 5 日 (水)
3	質問票に対する回答	平成 29 年 7 月 10 日 (月)
4	参加申込書受付締切	平成 29 年 7 月 18 日 (火)

5	参加資格確認結果通知	平成 29 年 7 月 21 日（金）
6	提案書等の提出締切・辞退届の提出締切	平成 29 年 8 月 1 日（火）
7	プレゼンテーション	平成 29 年 8 月 7 日（月）
8	審査結果通知	平成 29 年 8 月 10 日（木）

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更される場合がある。

## 5. 参加資格

---

- (1) 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 提案する会議システムが他市議会又は地方公共団体において導入実績を有すること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JIS Q 27001 又は ISO/IEC 27001）、またはプライバシーマークの認証（JISQ15001）を取得していること。

## 6. 申し込み方法

---

- (1) 「参加申込書」（第 1 号様式）及び 5. 参加資格（4）の「導入実績一覧表」（第 2 号様式）に必要事項を記入し、5. 参加資格（5）を証明する書類の写しを添付のうえ、提出すること。
- (2) 提出方法は、持参とする。
- (3) 提出場所は、次のとおりとする。  
提出場所：船橋市役所 10 階 議会事務局議事課
- (4) 提出期限は、平成 29 年 7 月 18 日（火）午後 5 時とし、受付時間は午前 9 時から午後 5 時とする。なお、事前連絡の上、来庁日時を確認すること。
- (5) 参加資格要件の確認結果は、平成 29 年 7 月 21 日（金）までに応募のあった事業者に通知する。その際、参加資格を満たす者に対しては、プレゼンテーションの日程調整を別途行う。

## 7. 質問

---

- (1) 質問は、平成 29 年 7 月 5 日（水）午後 5 時まで「質問票」（第 3 号様式）に記入のうえ下記あて電子メールで送付すること。  
E-mail : gikaigijika@city.funabashi.lg.jp
- (2) 送付した際は、議事課に電話し到着確認をすること。
- (3) 公正を期すため窓口、電話等での個別の質問は受付けない。また期限後の質問は受付けない。
- (4) 評価等に影響をおよぼすおそれがある内容（参加事業者数・参加事業者名・評価委員等）についての質問は受付けない。
- (5) 質問に対し、回答した件については実施要領・仕様書の追加又は訂正とみなすこと。
- (6) 期限内に受信した質問にかかる回答については、平成 29 年 7 月 10 日（月）に本市ホームページに掲載する。なお、回答に対する再質問は原則受付けない。

## 8. 提案方法

---

提案書類は下記（1）～（3）とし、1つのA4 ファイルにまとめて調製した上で正本として代表者又は年間代理人の使用印を押印したものを 1 部、正本の写しを 3 部、副本を 12 部、電子データ（PDF 形式）を提出すること。

※プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、副本とする提案書類には社名や製品名等、社名を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること（マスキング）。代表者又は年間代理人の使用印の押印もしないこと。

※電子データは 1 枚の CD-R 等にまとめて記録し、書類とともに提出すること。

### (1) 提案書（任意書式）

- ①仕様書等の内容を踏まえ、別紙「船橋市議会会議システム等導入業務事業者評価基準」（以下、別紙「評価基準」）の評価項目を網羅した提案内容とし、関連する評価項目の項番を記載すること。その際、可能な限り別紙「評価基準」の評価項目順に沿って記載すること。
- ②A4 版・横書き（片面・両面は問わない）の任意様式とし、各ページにはページ番号を記載すること。
- ③40 ページ以内（表紙含む）とすること。なお、A3 用紙を用いるページは 2 ページ分とする。
- ④フォントサイズは、11 ポイント以上とすること。ただし、図表内の文字はこの限りではない。なお、専門用語等は必要に応じて用語解説を行うこと。

⑤表紙には表題、提案書提出日を記載すること。

(2) 見積書（第4号様式）

見積書の項目は下記①～④とする。

①ネットワーク工事費

- 1)Wi-Fi 環境設計・構築費用（ネットワーク機器含まず）
- 2)既存 LAN 撤去費用
- 3)その他必要な費用

②システム導入費（以下費用を含む）

- 1)パッケージ導入費用（カスタマイズ費を含む）
- 2)タブレット端末費用（以下費用を含む）

A)Apple 社 iPadPro Wi-Fi モデル 12.9 インチ 64GB 100 台

B)タッチペン Apple 社 ApplePencil 又は同等品 100 個

C)専用カバー Apple 社 Smart Cover 又は同等品 100 個

D)画面保護フィルム（汎用品可） 100 個

E)収納ラック 2 台 タブレット端末 10 台以上をまとめて収納でき、充電が可能であること。

F)モバイルバッテリー 100 台 調達するタブレット端末に対応していること。

※タブレット端末費用については、第4号様式のほか、明細書（第4号様式－別紙）を提出すること。

3)ネットワーク機器費用（機器保守含む）

4)キitting費用

5)管理者及び利用者講習会費用

6)その他必要な費用

③システム使用料（60カ月分）（以下費用を含む）

1)議会システム使用費用

2)議会通信システム使用費用

3)その他必要な費用

④運用保守費（60カ月分）

1)システム運用保守費用

2)ネットワーク保守費用

※タブレット端末の保守は不要

(3) 機能要件確認書（第5号様式）

機能要件確認書に示されている機能要件について、提案するシステムの対応可否を該当する項目（A～C）を記入し回答すること。

(4) 提出方法は持参とする。提出された書類等は返却しない。また、提出した書類の訂正・差し替えは認めない。

(5) 提出場所は、次のとおりとする。

提出場所：船橋市役所 10 階 議会事務局議事課

(6) 提出期間は、平成 29 年 7 月 24 日（月）から 8 月 1 日（火）（ただし土日を除く）、受付時間は午前 9 時から午後 5 時とする。なお、事前連絡の上、来庁日時を確認すること。

## 9. 提案限度額

---

提案限度額の総額は「¥ 59,993,892 円（消費税及び地方消費税含む）」とする。なお、各費用の提案限度額は下記（1）～（4）のとおりとする。

(1) ネットワーク工事費

¥ 6,145,200 円（消費税及び地方消費税含む）

(2) システム導入費

¥ 27,928,692 円（消費税及び地方消費税含む）

※なお、システム導入に係るタブレット端末の調達については、市が別途に行う予定であるため、受託者が行う必要はないが、提案に際してはタブレット端末の調達についても含めた金額を提示すること。

※システム導入に係る全経費については、別途リース会社とのリース契約により対応するものとする。

(3) システム使用料

<60 ヶ月分>

¥ 20,736,000 円（消費税及び地方消費税含む）

<1 ヶ月分>

¥ 345,600 円（消費税及び地方消費税含む）

(4) 運用保守費

<60 ヶ月分>

¥ 5,184,000 円（消費税及び地方消費税含む）

<1 ヶ月分>

¥ 86,400 円（消費税及び地方消費税含む）

※（3）、（4）については、本プロポーザルにおいて受託候補者と特定され、その後、本システ

ム導入の受注者となった者と別途年度単位（初年度は引き渡し後 2 カ月分）で随意契約を行う予定である。

※消費税及び地方消費税の税率は、8%で計算すること。

※提案限度額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであり、本業務に係る平成 29 年度補正予算が市議会で議決を得ることを条件とする。

※提案限度額の総額及び各費用の提案限度額を超えて提案することはできない。なお、提案限度額を超えて提案を行った場合は、失格とする。

## 10. 評価方法及び評価基準等

---

### (1) 評価方法

- ①事業者の評価を公平かつ適正に実施するために、評価委員会が、下記（2）に示す方式により審査を行い、最適候補者を選定する。
- ②評価は、提出された書類を別に定める「船橋市議会会議システム等導入業務事業者評価基準」に基づき行う。
- ③分かりにくい、正確に記載されていない等の場合、その事項は評価されない場合があるため注意すること。

### (2) 順位付け方式

- ①下表の例のとおり、委員毎に評価の採点結果に順位を付し、各委員が事業者ごとに付した順位の数字を点数とし、合計点数の高い者から上位とする。  
なお、順位ごとの点数は、1 位：10 点、2 位：8 点、3 位：6 点、4 位：4 点、5 位：2 点、6 位以下は 0 点とする。
- ②合計点数の最も高い C 事業者が最適候補者、A 事業者が次点者、B 事業者が第 3 順位者となる。
- ③順位点が高点の場合は、1 位の獲得数が多い事業者を上位とする。
- ④なお、1 位の獲得数が高点の場合は、順に 2 位、3 位の獲得数が多い事業者から上位とする。また、万が一、これらの獲得数も同点の場合には、委員の付した評価点の合計点が多い事業者から上位とする。

(例)

事業者 委員	A事業者			B事業者			C事業者		
	評価点	順位	順位点	評価点	順位	順位点	評価点	順位	順位点
I委員	180点	2位	8点	182点	1位	10点	176点	3位	6点
II委員	175点	2位	8点	165点	3位	6点	180点	1位	10点
:	190点	1位	10点	174点	3位	6点	176点	2位	8点
VI委員	178点	3位	6点	182点	2位	8点	192点	1位	10点
順位点合計	—	—	32点	—	—	30点	—	—	34点
審査順位	—	—	2位	—	—	3位	—	—	1位

## 11. プレゼンテーション

---

- (1) 出席者 1者5名以内。(本業務の担当予定者を含む)
- (2) 実施時間 1者60分以内。(セッティング・撤去・質疑応答に係る時間を除く) その中で、端末の操作性の確認のためデモンストレーションを行うこと。(提案者が提案するシステムの機能・操作性を検証するため、評価委員が実際に端末で操作の確認をする) その後15分の質疑応答を実施する。
- (3) 実施者 本業務を受託した際に担当予定の者が行うこと。
- (4) 貸出物品 机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクター (VGA端子入力のみ)・RGBケーブルとする。それ以外のものについては、参加事業者の負担において用意すること。
- (5) その他 評価委員が行う端末操作のデモンストレーション機を5台以上用意すること。

## 12. 評価結果の通知及び公表について

---

- (1) 審査結果については、応募者全員に書面にて通知する。
- (2) 審査結果については、市ホームページに公表する。
- (3) 公表する項目は、参加業者名、順位点合計及び審査順位とする。ただし、受託候補者及び次点の提案者以外の参加業者と順位点合計及び審査順位は対応させない。(参加業者が、3者の場合にあつては、3位の提案者の順位点合計及び審査順位のみ公表し、参加業者名は公表しない。)



### 13. 注意点

---

- (1) 本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。
- (2) 本プロポーザルにおいて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本業務に係る予算が成立しない場合は本業務は実施しない。このことによって、参加事業者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害を一切負担しない。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 応募に伴い、応募者は本要領に記載する一切の事項を承諾したものとみなす。
- (6) 必要に応じ、書面内容等の確認のためヒアリングや書類の追加提出等を求める場合がある。
- (7) 参加事業者が 1 者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- (8) 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様について協議により訂正・追加・削除を行い確定した後、同者と 1 者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (9) 協議が整わなかった場合、もしくは受託候補者が契約を辞退した場合には、次点者と協議することがある。
- (10) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (11) 参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する場合は、「参加辞退届」(第 6 号様式)に必要事項を記入・押印し、平成 29 年 8 月 1 日(火)午後 5 時までに提出すること。
- (12) 評価に係る問い合わせは一切受け付けない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- (13) 次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
  - ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出した場合
  - ②提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ③提案限度額を超えた見積を提出した場合
  - ④機能要件確認書(第 5 号様式)における対応度について、必須項目を対応不可とした場合
  - ⑤プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合
  - ⑥審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
  - ⑦前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為を行うなど、評価委員会が失格であると認めた場合

## 14. 事務局

---

船橋市議会事務局 議事課

担当者 関谷・高橋・杉原

電話 047-436-3022

FAX 047-436-3013

Email [gikaigijika@city.funabashi.lg.jp](mailto:gikaigijika@city.funabashi.lg.jp)

附則

(施行日)

この要領は、平成 29 年 6 月 28 日から施行する。

(失効日)

この要領は、本業務の契約締結の日をもって、その効力を失う。